平成２２年（フ）第７２号
茨城県高萩市大字島名1616番地の12
債務者　坂齊　智恵
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１７８号
千葉県市原市八幡1997番地１　レオパレスマシェリ206
債務者　松田　貴雄
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５８号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番14棟309号
債務者　鶴岡　和子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３７１号
千葉市若葉区中田町1197番地48
債務者　辻　かおる（旧姓内田）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４２１号
千葉市中央区神明町201番地３ルーラル十五番館301号
債務者　伊藤　典明
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３４号
千葉市若葉区千城台東３丁目17番３棟303号
債務者　小幡　剛義
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４５６号
千葉市花見川区南花園１丁目27番３号
債務者　小川　真一
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７２号
千葉県市原市古市場590番地５
債務者　荒木　智也
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７７号
千葉市若葉区千城台西２丁目17番７棟302号
債務者　中川しのぶ（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４号
富山県魚津市三田167番地２　促進住宅２―306
債務者　朝野　梨紗（旧姓広野）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第１８号
山梨県富士吉田市下吉田381番地
債務者　渡邊　一雄
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
山梨県富士吉田市下吉田381番地
債務者　渡邊　信子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第２２号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立2640番地
新田１号棟
債務者　小澤リナこと　ＯＺＡＷＡ　ＬＩＮＡ　ＡＬＶＡＲＥＺ
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第４０７号
長野県塩尻市大門二番町２番10号
債務者　荻上　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７４号
長野県松本市出川３丁目５番11号　フォーブルメイト201、前住所長野県東筑摩郡波田町5597番地１
債務者　竹田　節子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２３８号
岐阜市鍵屋西町２丁目18番地小森アパート303号室
債務者　見城　令子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５号
岐阜県高山市花岡町３丁目９番地
債務者　廣田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係